

福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和7年7月28日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

- 1 日 時 令和7年7月28日（月） 午後1時27分より
午後2時47分まで
- 2 場 所 福島市鎌田字卸町10番の1
ウィル福島アクティおろしまち 1階 コンベンションホールB
- 3 出席者 出席保険者 43 保険者
委任状提出の保険者 19 保険者
事務局 8 名

計 70 名
- 4 会議の目的事項

[議 決 事 項]

議案第1号 令和6年度事業報告について

議案第2号 令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

- 1 一 般 会 計
- 2 診療報酬審査支払特別会計
 - A 業 務 勘 定
 - B 国民健康保険診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
 - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
- 3 後期高齢者医療事業関係業務特別会計
 - A 業 務 勘 定（後期高齢）
 - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
- 4 国保基金特別会計
- 5 介護保険事業関係業務特別会計
 - A 業 務 勘 定（介護）
 - B 介護給付費等支払勘定

- C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計
 - A 業務勘定（障害者総合支援）
 - B 障害介護給付費等支払勘定
- 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
 - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
 - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 8 妊婦健康診査委託料支払特別会計
- 9 レセプト点検業務特別会計
- 10 職員退職金特別会計
- 11 令和6年度末財産目録
- ◎ 監査報告

- | | |
|---------|--|
| 議案第3号 | 令和7年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について |
| 議案第4号 | 令和7年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について <ul style="list-style-type: none"> A 業務勘定 |
| 議案第5号 | 令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について <ul style="list-style-type: none"> A 業務勘定（後期高齢） |
| 議案第6号 | 令和7年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について <ul style="list-style-type: none"> A 業務勘定（介護） |
| 議案第7号 | 令和7年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について <ul style="list-style-type: none"> A 業務勘定（障害者総合支援） |
| 議案第8号 | 令和7年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について <ul style="list-style-type: none"> A 業務勘定（特定健診・特定保健指導） |
| 議案第9号 | 令和7年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について |
| 議案第10号 | 規約の一部改正について |
| 議案第11号 | 役員の補欠選任について |
| [そ の 他] | |

5 会議の状況と顛末

(1) 開 会 （午後 1 時 27 分）

添田副会長（天栄村長）が次のとおり開会のことばを述べた。

只今より福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を開会いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(2) 挨拶

三保会長（二本松市長）が次のとおり開会の挨拶を行った。

国保連合会会長の二本松市長、三保でございます。本日は皆様御多用の中、本会の総会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、国保連合会の運営にあたりましては日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、国保を取り巻く情勢でございますが、更なる被用者保険の適用拡大の措置が盛り込まれた「国民年金法の一部改正法案」が 6 月 13 日に成立しております。近年、少子高齢化等により被保険者数の減少が続いている中、被用者保険の拡大は国保の財政面に対し、更なる影響を及ぼす恐れもあると考えております。国民皆保険制度の基盤である「国保制度」の運営に与える影響を慎重に見極めながら、国の動向を注視して参りたいと存じます。

つづいて本会の状況ですが、基幹システムである「国保総合システム」のクラウド化に続き、直近では 5 月に介護保険及び障害者総合支援に係る審査支払システムが特段の問題なく、新システムに移行しております。今後も順次、システム更改が予定されておりますが、課題となっております保守運用経費の削減に向けまして、クラウドのあり方や、実装する機能の見直しなど、システムの最適化を図るべく国保中央会とともに取り組んで参ります。今後も質の高い保険者サービスの提供と、透明で健全な事業運営によりまして、満足され、信頼される、本会の役割と責任を果たしてまいり所存でございますので、皆さまにおかれましては、本会に対します引き続きの御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の総会は令和 6 年度の事業報告及び決算が主な案件となっております。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。本日は誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(3) 来賓紹介

司会より来賓として出席された次の方を紹介した。

福島県保健福祉部国民健康保険課長 橘内 俊之 氏

福島県国民健康保険課長の橘内でございます。皆様には日ごろから国保事業の円滑な運営の他、近年ではマイナ保険証への対応につきまして御協力をいただいております。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。さて、現在の国民健康保険を取り巻く状況につきましては、先ほど会長からの御挨拶にもありましたように、被保険者数の減少あるいは一人あたりの医療費の増加などによりまして、年々厳しさを増しているものと考えております。県といたしましては、国保制度を将来にわたり持続可能なものとするために令和 11 年度を目標としております、

保険料水準統一に向けまして市町村の皆様、国保連合会の皆様と様々な協議をさせていただいております。引き続き、関係者の皆様の御意見をしっかりと伺いながら統一の方針決定の他、国保財政の安定的な運営あるいは国保事業の円滑な実施に取り組んで参りたいと考えておりますので、皆様の御協力を改めてお願い申し上げます。本日の総会、どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

現在の保険者数	62 保険者
出席保険者数	43 保険者
委任状提出保険者数	19 保険者

(5) 議 事

事務局の推薦により矢澤町長（三島町長）が議長になり議事に入った。その際議長より、議事録署名人については議長が署名することになる旨説明した。

[議 決 事 項]

議案第 1 号 令和 6 年度事業報告について

議案第 2 号 令和 6 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

ア. 議長が議案第 1 号及び議案第 2 号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第 1 号について次のとおり説明を行った。

事務局長でございます。よろしくお願いいたします。それでは、お手元の議案書の 1 ページにございます、議案第 1 号「令和 6 年度事業報告」について御説明申し上げます。

1 枚おめくりいただいて、2 ページを御覧ください。はじめに、第 1 の一般状況でございます。1 の役員の状況につきまして、令和 7 年 3 月 31 日現在では記載のとおりでございますが、4 月以降、役員 2 名の退任に伴いまして欠員が生じております。新役員の選任につきましては後程、議案第 11 号にて御説明申し上げます。

2 事務局の状況の（１）事務局組織でございますが、令和 6 年度は業務効率化等のため係体制等の変更を実施いたしております。表の左から 2 つ目の業務審査課は、過誤調整係・高点数係を廃止し、医科・調剤の審査支払業務を第 1 係から第 3 係にて実施いたしております。その右隣の療養福祉課は令和 5 年度までの業務管理課でございまして、福祉系業務を多く担っていたことから課名を改め、さらに過誤調整業務を加えまして 2 係体制といたしております。また、右から 3 つ目の保健事業課も、保険者へのさらなる支援のため 2 係体制とし業務を行っております。

（２）の正規職員数につきましては、記載の通りでございます。

3 ページを御覧ください。3 の機関会議の開催でございますが（１）の総会は 2 回開催し、（２）の理事会でございまして、令和 7 年 2 月は大雪に係る災害救助法の適用のため書面開催とさせていただいております、それを含め 4 回開催しております。

議事につきましては、3ページから4ページに記載のとおりでございまして、4ページを御覧ください。下段に御座います(3)の決算監査は1回開催しております。

次に5ページを御覧ください。4の審査支払の状況でございます。(1)の国民健康保険の審査支払状況のAにございます審査決定の件数は、前年度より約22万件少ない651万件で、イの医療機関等への支払額は前年度より約34億円少ない1,272億円でございます。これらの減少傾向は前年に続き被保険者数が減少している影響とみられ、令和6年度に各市町村から報告いただきました被保険者数の集計では、1年間で約1万5千人減少いたしております。

次に(2)の後期高齢者医療の状況のAにございます審査決定件数は、前年度より約25万件増の870万件であり、イにございます医療機関等への支払額は約62億円増の2,413億円でございます。後期高齢者は8,000人ほど増加しております。

また、(3)の介護給付費の状況のイにございます支払額は1,837億円と、国保の支払額を565億円程超える額となっております。この介護給付費及び(4)の障害、介護給付費等の支払額につきましては毎年増え続けている状況でございます。

続きまして6ページを御覧ください。ここからは第2重点事業といたしまして、本会の「第2次中期経営計画における最終年度」の重点事業を3つの基本方針ごとに記載しております。基本方針の1つ目となりますのは、1の「保険者事業運営の支援」でございまして4事業を実施しておりますが、(2)の療養費の適正化に向けた支援を御覧ください。Aにあはき療養費とございますが、あはきとは、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうのことでございます。これまで保険者で行ってまいりました、あはき療養費に係る申請書の受付業務を本会にて受託し、審査委員会も開設いたしております。また、イの訪問看護療養費でございますが、これまでは紙による請求でございましたが、レセプトの電子化に伴い令和6年7月よりオンラインによる請求が開始されましたので、それに対応し円滑に業務を進めております。オンライン開始当初は紙による請求が大半でございましたが、令和7年3月時点では7割の訪問看護ステーションがオンラインによる請求でございます。

次に7ページの1つ目にございます(3)の保険者事務の標準化に向けた支援を御覧ください。令和6年度は保険者にて行われております標準準拠システムの導入の状況や各種課題等について全保険者へヒアリングを実施しております。その中で、令和7年度に向けた新たな支援として、現在、保険者にて福島県へ報告しております事業報告書の作成支援及び国保地区部会別保険者意見交換会の開催に向け、実施計画を策定いたしております。保険者意見交換会は県内の地区ごとに各市町村の担当者が集まり、業務の課題解決や情報共有などを目的として開催するものでございます。

次に下段にございます、基本方針の2つ目となります2の「新たなニーズ・課題への取り組み」は3事業行っており、(1)健診受診率・保健指導実施率の向上に向けた支援につきましては8ページを御覧ください。(ア)の特定健診未受診者対策事業から(オ)の後期高齢者健診受診勧奨事業まで、未受診者対策や普及啓発などに関する5つの取組を実施しております。

また、(2)新たな保健事業の展開へ向けてでは、こちらも全保険者へヒアリングを実施し、保険者が抱える課題の解消やニーズに応えるため、保健事業支援メニュー表や健診・医療・介

護のデータを保持しておりますKDBシステムの活用事例集の作成など、新たな保険者支援の準備を実施いたしております。

次に、9ページの1つ目に（3）デジタル社会に適応したシステム更改とございますが、令和7年度は3つのシステムの更改を予定しております。1つ目はアの4行目に記載の後期高齢者医療分の保険者への請求等を処理いたします後期高齢者医療請求支払システム。2つ目は特定健診及び特定保健指導のデータ管理及び費用決裁を行う特定健診等データ管理システム。3つ目はイに記載の介護及び障害の各種処理や請求支払を行う介護保険・障害者総合支援システムでございます。令和6年度はそれぞれ更改に向けた各種対応を実施いたしております。

続きまして、ページ中ほどの基本方針の3つ目となります3の「健全で効率的な組織運営への取り組み」では3つの事業を実施しておりますが、（1）職員の資質向上及び人財育成のイ人事考課制度の見直しを御覧ください。人事考課及び人材育成における目標達成の観点から、所属課と職員個人の課題や目標の共有化を行い、管理職と職員が一体となり目標達成を目指すべく、新たにコミュニケーションシートの運用を開始し個々の成長及びコミュニケーション能力の向上を図っております。

次に下段の（2）の持続可能かつ健全な財政運営につきましては、10ページを御覧ください。イの積立金の確保を御覧ください。はじめに、加速化するDX化とございますがDXは現在、国が進めておりまして、医療や介護などの様々な情報やデータを、医療や介護関係者などが行う業務やシステムにおいて、共通化などを実施いたします。それを活用し国民の疾病発症の予防の促進を行い、より良質な医療・ケアを受けられるようにしていくというものでございます。そのDX化への対応や各システムの高度化・高額化による関連経費の支出に備えるとともに、安定期的な財政運営が図れるよう積立金の確保に努めております。また、令和6年度は税制改正による積立上限額の撤廃に伴いまして、各会計の収支状況に応じた積立額の見直しを実施いたしております。

続きまして、11ページを御覧ください。ここからは、重点事業以外の基本事業につきまして基本方針ごとに報告を記載しております。お時間の関係上、説明は割愛させていただきますが、これらの事業についても適正かつ確実に実施いたしております。

次にページ飛びまして36ページを御覧ください。別添として、先ほど御説明いたしました4の審査支払の状況の詳細を記載しております。後程御覧いただければと思います。

以上、議案第1号について御説明いたしました。御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第2号令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきまして、総務課長より御説明申し上げます。

ウ、事務局次長兼総務課長が議案第2号について次のとおり説明を行った。

事務局次長兼総務課長と申します。よろしくお願いいたします。議案第2号令和6年度本会の歳入歳出決算でございます。議案書とは別にございます決算状況のポイントをまとめた説明資料①で御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧願います。

まず、資料中央の表1を御覧いただきたいと思います。本会の会計は上から一般会計、以下9つの特別会計、特別会計はさらに15の勘定に分けて経理しておりまして、それぞれの歳入・歳出の合計、差引残額をまとめております。最終的な合計、決算額を表の上に大きく記載しておりますが、歳入合計決算額は6,105億8,244万7,752円、歳出合計決算額は6,102億7,362万8,227円でございます。歳入・歳出とも前年度比で101.67%、100億円ほどの増で決算をいたしました。

表の下に決算の状況として記載をいたしましたが、令和6年度の当初予算には、6,863億2,026万4,000円を計上いたしまして、令和6年2月総会にて御承認いただきました。その後、○の1つ目になりますが、今回の決算に至るまで、予算の増額補正を承認いただいております。1つ目に定例の補正となりますが、前年度の決算確定による繰越金の増額補正でございます。また、本会職員が4名、自己都合により定年前に退職をいたしまして、退職金の支給。令和6年度の税制改正、こちらは後ほど御説明いたしますが、各種積立資産の増額。そして福島県より受託することになりました、介護職員への処遇改善支援補助金等の交付にあたりまして、一部業務の受託にかかる経費。更に福島県後期高齢者医療広域連合からの受託事業、こちらはマイナ保険証の流通によりまして、紙の被保険者証の新規発行がされなくなっておりますが、その代わりになるものとして資格確認書が交付されております。広域連合から受託しまして、資格確認書の作成はもともと予定しておりましたが、視覚障害をお持ちのかたに音声が出る通知としたいとの追加オーダーをいただきまして、それにかかる事業費を計上、補正させていただきました。○の1つ目に記載しております総額1億1,700万円程度の補正について承認をいただいております。

○の2つ目になりますが、予算補正の結果、約6,864億円の予算現額に対しまして、報告しましたとおり、歳出決算額は約6,103億円、執行率は約89%という決算となりました。

なお、○の最後になりますが、決算額6,103億のうち、約99%にあたります6,066億円は、各支払勘定で経理します診療報酬等の受け払い額、保険者さまからの納入を受けまして、そのまま医療機関や介護事業所等へ支払う額となっております。

2ページを御覧ください。2の令和6年度各会計当期収支差額でございます。表2を御覧いただきますと、前のページでも示しました歳入歳出差引残額をC欄に再掲をしております。その右D欄には、前年度令和5年度からの繰越額を記載しております。C欄、この今年度の歳入歳出差引残額は、D欄の前年度からの繰越額を歳入として繰り入れた結果の差引となっておりますので、前年度からの繰り越し分を差し引きました、純粹に当年度だけの収支、歳入歳出の差額を現したものがE欄の当期収支差額ということになります。

いくつか、特に一般会計、各業務勘定を中心に当年度収支でマイナスとなっております。トータルで見ますと、令和6年度の全会計の当期収支差額、表の中央C欄一番下にありまして、令和6年度の差引残額はプラス3億880万6,994円ございましたが、右となりD欄前年度からの繰越額3億1,641万1,361円を歳入から除きますと単年度収支は、マイナス760万4,367円が令和6年度当期収支差額という結果になっております。

なお、表上の四角枠に記載しておりますが、前年度はプラス1,553万でございます。一般

会計、各業務勘定のマイナス要因につきましては、また後ほど触れさせていただきます。

続きまして、3ページを御覧ください。3令和6年度各支払勘定前年度比較でございます。こちらは先ほど99%とお伝えをしました、本会が行う診療報酬等の請求支払受払いを経理します10の支払勘定のみを抜粋しまして、表の3に歳入、表の4に歳出の状況をそれぞれまとめております。

資料の上、四角囲みを御覧ください。各支払勘定の歳入合計決算額は6,047億6,097万6,023円、歳出合計決算額は6,047億3,805万9,669円、前年度比は先ほどもお伝えしましたとおり、約100億円程度増の101.78%となりました。

資料の下、各支払勘定の状況として4点、記載をさせていただきました。まず○の1つ目でございますが、国保の診療報酬につきましては、公費負担医療や出産育児一時金、抗体検査費用を含めまして、いずれも前年度を下回り、国保支払勘定全体で約38億円減少しております。国保被保険者数、レセプト件数が年々減少しておりますので想定範囲と考えております。

次の○、国保以外でございますが、後期の公費だけは減少いたしました。後期の診療報酬、介護給付費、障害給付費についてはこちらも当初の想定どおりとはなりますが、前年度比で大きく増加をしております。

次の○ですが、増加傾向のうち、障害サービス給付費につきましては、表の歳入・歳出それぞれ、項番4、下から2行目、一番右の欄になりますが、前年度比109.57%と他に比べて大きく前年度より増加しております。ここ数年、毎年同程度の伸びを示しておりまして、更に遡って確認をしましたところ、10年前の平成26年には約240億円程度でございましたので、令和6年度記載のとおり470億円、10年間で約2倍の給付額となっておりますこと、付け加えさせていただきます。

最後の○でございますが、抗体検査等費用に関する支払勘定、表でいいますと1-4になりますが、一番右、前年度比で32%大きく減少いたしました。これは風しん抗体検査、コロナワクチン接種がそれぞれ終了しましたことで、大きく減少したという結果でございます。以上が支払勘定の特徴的なところとなっております。

続いて4ページを御覧願います。4の令和6年度業務運営主要会計当期収支差額でございます。ここからは今ほどの診療報酬等の受け払いである支払勘定に代わりまして、全会計予算の残り1%程度とはなりますが、保険者等からいただきます負担金、手数料を財源とし、人件費・諸経費など、本会の業務運営を経理する実質予算となります、主要7会計の状況でございます。7会計全体の当期収支差額は、マイナスで1,076万837円となりました。

各会計別の決算額を表の5に、その下にそれぞれ状況をまとめております。

○の2つ目からになりますが、まず業務勘定のうち、国保・後期・介護・障害の4つの会計につきましては、前年度比で大きな増減はなく、概ね収支均衡が図られております。

○の3つ目、業務勘定の特定健診会計でございますが、こちらは前年度より受付件数が伸びまして、手数料収入、歳入が増加した分、当期収支も約600万円のプラスとなっております。

続いてレセプト点検会計は、54保険者から二次点検業務を受託しておりますが、点検方法の一部見直しによりまして、令和6年度につきましては、支出が若干抑えられましたことから、

プラス収支となっております。

最後、一般会計についてですが、前年度に比べて歳入歳出差引残額を大きく減少させまして、その分、当期収支差額がマイナス 2,200 万円という結果になっております。その大きな要因となりましたのが令和 6 年 4 月、より効果的な適正な人員配置を目的としました人事異動によりまして、一般会計で管理する職員・人件費が増加をいたしました。人事委員会勧告による給与引き上げ等も重なりまして、歳出が増加しましたことで全会計の中で最も大きなマイナス収支となったものでございます。

次のページにお進みいただきまして、ここでは今御説明いたしました主要 7 会計につきまして、5 ページが歳入の概要、6 ページが歳出の概要、それぞれ会計科目ごとに内訳・詳細を示した資料となっております。

また、それぞれ表の下の方角枠には、前年度と比較しまして増減が大きいもの、金額が大きいもの、特徴的なものについて記載をしております。

まず 5 ページ、表下の歳入の状況でございますが、1 一般負担金、こちらは保険者様から平等割と被保険者数割で御負担を頂いておりますが、被保険者数が前年度比で 13,084 人、額にして約 480 万円の歳入減となっております。更に補足をさせていただきますと、負担金算出に用います被保険者数は、前々年度、2 年前の年間被保険者数の平均となりまして、その平均も事後報告等で動きます。そのため、前年度 1 年前の 10 月時点での数値を使うと定めております。今回令和 6 年度の負担金は、令和 5 年 10 月時点での令和 4 年度の年間平均ということになります。参考までに遡ってみますと、令和 2 年度との比較で約 4 万 5,000 人、年間歳入約 1,700 万円減少しているという状況でございます。今後も更に被用者保険の適用拡大も進み、いっそうの被保険者数の減少、負担金収入の減を見込まざるを得ないという状況でございます。そのため、先日開催しました会議におきまして、国保担当課長の皆様へこの一般負担金の来年度からの引き上げについて、試算結果を含め御提示させていただいております。

次に 3 の負担金でございますが、記載の 2 つの要因から約 6,500 万円、前年度比で増加はしておりますが、いずれも保険者から負担金の科目で受け入れるものではございますが、その歳入はシステム改修業者への支払に充てるもの、後期広域連合からの負担金は全額国保中央会へ納付する負担金をお預かりするもの、あくまで一時的・臨時的に増えているだけ、計画的に継続的に歳入を見込めるものではございません。

次の 5 委託料につきましても県からの事業受託によりまして歳入こそ増えますが、事業に従事する職員、保健師の増員、人件費を考えますと大きな歳入源となるものではないという状況です。

最後、6 他会計繰入金でございますが、こちらは先ほど触れましたとおり、人事異動に伴う一般会計所属職員の増によりまして、他会計から繰り入れる額が増加したものであるということになります。

続いて 6 ページを御覧いただきまして歳出でございます。同じく表下の歳出の状況を御覧いただきたいと思います。2 人件費、お伝えしました人勧によるもの、そして保健事業、介護保険業務拡大等による新規嘱託職員の増などによる分も含めまして、4,400 万円程度の増加を

しております。

6 備品購入費はサーバ機器及びP C等の新規調達等が少なかったため、前年度よりは大きく減少しております。

10 繰出金でございますが、前年度比 200%、約 1 億円増加しております。これは先ほどお伝えをしました各会計から一般会計への繰出金の増、令和 6 年度税制改正によりまして、これまで資産積立には上限が定められておりましたが、それがなくなりましたことにより、退職金積立資産の増額、更に最初にもお伝えしましたが、定年前退職者 4 名への退職金支給のため退職金積立資産へ 1,750 万円、繰出を行っております。以上が主な歳出増の状況でございます。

ここまですが、各会計の歳入・歳出の状況でございます。

1 枚おめくりをいただきまして繰越金、積立金の状況を参考までに 7 ページと 8 ページにまとめております。

8 ページの積立金につきまして若干の補足をさせていただきます。中央の表 9 にありますとおり、まず令和 6 年度は 4 つの積立資産合計で 14 億 7,300 万円となっております。表下の積立金の状況を御覧いただきたいと思いますと思いますが、不測の事態、安定運営に備えます財政調整基金、システム関連経費の高騰に備える I C T 積立資産につきましては、それぞれ会計ごとの財政状況を見て、若干の積み増しをいたしました。将来、新たな負担を保険者に求めることを少しでも抑えるため可能な限り積立資産については今後も確保していきたいと考えております。

○の 3 つ目になりますが、各種積立資産につきましては令和 6 年度の税制改正によりまして、積立上限額の考え方が撤廃をされました。

○の最後になりますがその改正を踏まえまして、所要額に対して保有率が低くなっておりました職員退職金の積立につきまして大きく増額補正をさせていただいております。

以上が積立の状況でございます、さらに以上が令和 6 年度決算状況に係る御説明となります。

続きまして 9 ページ、財産目録でございます財産状況について御説明いたします。会計年度事業期末日となります、令和 7 年 3 月 31 日時点におけます本会のすべての資産、それから負債の状況をまとめております。

表左の科目名を御覧いただきたいと思います、資産のうち流動資産でございます。上から手持ち現金、銀行預金を合わせました現金預金が約 4 億 9,900 万円、続いて未収金、こちらは、使用目的等にありまして各種業務の手数料や委託料など、3 月末までに保険者へ請求が済んでおりますが、3 月末時点でまだ納入がされていないものの総額 1 億 6,736 万です。次の未収診療報酬等は同じく保険者へ請求済みであり、支払・振り込まれるのを待っている診療報酬など 266 億 4,460 万円でございます。4 月に入ってから入金されておりますが、3 月 31 日時点でまだ入金が確認できないものなど、本会の資産として計上するものでございます。

続く 10 ページ、こちらには固定資産を計上しております。土地などの基本財産、そして先ほども御説明いたしました各種積立金などの特定資産、建物、付属設備、車両、公用車等のその他の固定資産をそれぞれ計上しております。一番下、資産の合計は 298 億 5,933 万 6,522 円となっております。

おめくりいただきまして 11 ページが負債でございます。負債は同じく 3 月末日時点での業者等への未払い額、診療報酬等の未払い、職員給与に係る税金、健康保険料等の預かり金等を流動負債としてその下、固定負債は職員退職金必要額、国保基金運営のためにお預かりしている国保基金預託金など固定負債として計上しております。下から 2 行目が負債と整理する額の合計となりまして、280 億 651 万 5,192 円。その下、資産合計から負債合計を除きました正味財産合計が、18 億 5,282 万 1,330 円となっております。以上が財産状況でございます。

その他の資料、貸借対照表、収支計算書など決算状況の元資料となります各財務諸表を参考として添付させていただいております。後程、御参照いただければと思います。

以上、議案第 2 号令和 6 年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきました。御認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

エ. 議長が杉岡監事（飯舘村長）に監査結果の報告を求めた。

オ. 監事より次の内容で報告があった。

監事をしております、飯舘村長の杉岡でございます。監事を代表し、御報告いたします。

議案書の 156 ページから 161 ページに監査証を掲載しておりますので、御参照ください。令和 6 年度の事業執行状況、各会計決算状況及び財産状況について監査を行いました結果、いずれも適正に施行していることが認められましたので、御報告いたします。以上です。

カ. 議長が議案第 1 号及び議案第 2 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第 3 号 令和 7 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

議案第 4 号 令和 7 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定

議案第 5 号 令和 7 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定（後期高齢）

議案第 6 号 令和 7 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定（介護）

議案第 7 号 令和 7 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第 8 号 令和 7 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第 9 号 令和 7 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

ア. 議長が議案第 3 号から議案第 9 号まで一括して事務局に説明を求めた。

イ. 事務局次長兼総務課長が議案第 3 号から第 9 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、令和 7 年度各会計の補正予算につきまして、先ほどと同じく、議案書と別にござ

いますが、説明用にとりまとめました説明資料②で一括して御説明させていただきます。

表紙をおめくり願います。議案第3号から第9号まで、7つの会計の補正について御承認を賜りたく存じます。

7つの会計を説明して参りますが、いずれも2つの共通する理由による補正となっております。こちら1ページ、資料の項番2補正理由に記載しておりますとおり、(1)、先ほど御認定を賜りました令和6年度の決算によりまして、繰越金が確定いたしまして、令和7年度当初予算に対して、前年度からの繰越金歳入に増減が生じますため、補正をさせていただきます。

(2)、2つ目の共通する理由は、本会職員の人件費、給与・手当等につきまして、職員をそれぞれ従事する業務ごとに各特別会計に所属をさせまして当該職員の人件費、歳出予算を管理しておりますが、令和7年4月の人事異動によりまして、所属をする職員の数が変更になりましたため各会計の歳入・歳出予算を補正するというものでございます。

それではまず、議案第3号一般会計歳入支出補正予算(第1号)でございますが、1補正内容、表の左、歳入になります。まず繰越金、前年度決算確定に伴いまして令和7年度歳入繰越金を66万8千円増額いたします。

次の他会計繰入金は人事異動に伴いまして一般会計に所属する職員の人件費。そして、一般会計で経理します共通経費、他の会計から繰り入れる必要額が減少しましたことから557万4千円を減額いたします。

一方、歳出ですが、一般会計所属職員の人件費、給与、手当、共済費をそれぞれ減額、歳入予算補正額に合わせて、予備費を増額して調整いたします。一般会計全体で歳入・歳出それぞれ490万6千円の減額補正となります。

続きまして2ページをお開きいただきますと、議案第4号令和7年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第1号)、いわゆる国保関連の会計でございますが、こちらは2つの共通する理由に加えて、他の理由による補正もございますので、いったん飛ばしまして、最後に説明をさせていただきます。

先に4ページへお進みください。議案第5号は、令和7年度後期高齢者医療の業務を経理します特別会計歳入歳出補正予算(第1号)です。

続けて5ページ、議案第6号が介護保険業務の特別会計歳入歳出補正予算(第1号)となります。それぞれAの業務勘定の補正となりますが、先ほどお伝えしましたとおり、補正をします理由(1)(2)に記載をしておりますとおり、令和6年度の決算確定、人事異動によるもの、共通の理由によりまして、上の表を御覧いただきますと、どちらも歳入繰越金を増額いたしまして、表右の歳出で給料・手当・共済費を増額し、他会計繰出金、一般会計への繰出額となりますが、それぞれ減額をし、最後の行に記載の予備費でございますが、歳入増加分について、予備費で増減を調整いたしております。

続きまして6ページ、障害者支援関連業務の特別会計の補正第1号、7ページの特定健診関係業務の特別会計、続けて8ページのレセプト点検業務の特別会計、この3つの会計につきましては、同じく共通の理由による補正となっております。歳入は前年度決算確定からの繰越金の増減、一方の歳出は、先ほどの2つの会計と異なりまして、人件費に係る増額等の補正は

なく、一般会計への繰出金についてそれぞれ減額補正となっております、予備費は歳入に合わせて、それぞれ増減をしております。

最後になりますが、先ほど飛ばしました2ページへお戻りをいただきたいと思います。議案第4号は国保関連業務の特別会計となっております、1の補正内容にありますとおり、共通の理由により、前年度からの繰越金確定により83万円の歳入増、一方の歳出は人事異動に伴います人件費、給料・手当・共済費の増。一般会計への繰り出す必要額の減少により、繰出金が185万8千円の減、ここまでは他の会計と同様の理由によるものとなります。そして、共通の理由以外の補正、下の2の補正理由の(4)を御覧いただきたいと思います。福島県が示しました業務標準化方針に対応することになりました、本会の医療費通知作成システム等改修に伴います手数料歳入の増と、改修費・役務費の歳出増でございます。補足で下の米印を御覧いただきたいと思います、まず県の示す医療費通知業務の標準化でございますが、これまで毎月であったり、2カ月に1回、半年に1回など、保険者の意向・選択により、年に複数回、医療費通知を被保険者に送付しておりまして、本会が委託を受け作成しております。それを令和8年度から1年間の受診記録を記載して、年に1回の作成・通知とするという統一でございます。この方針に対応するためのシステム改修といたしまして、年間合計欄の作成、ついでに確定申告に係る注意事項を追記すること、そして年に1回の作成となり1回に作成する通知件数が一気に増加し、世帯により複数枚作成されることもございます。そのための発送作業の軽減、送付誤りの対策といたしまして、チェック用として通知にバーコード印字対応を行う、これらのシステム改修を行うための予算補正となっております。

少し戻って上の理由(4)の本文の3行目のなお書きにありますとおり、この改修経費は業務を委託する57市町村でございます、手数料として保険者さまに御負担をいただくこととなりますが、福島県が2号繰入金の対象として、市町村に交付することになっておりまして、回収に係る市町村の実質負担増はないとされております。

上の表、右の歳出欄でございますが、上から5つ目、医療費通知作成システム改修費として148万2千円、確認作業等にかかる人件費等を役務費として18万3千円、合わせて166万5千円を補正させていただき、一方の歳入、表の左になりますが、上から2段目、改修手数料として、同額166万5千円の増額補正を行います。

続いてもうひとつ、補正案件がございまして、3ページに記載の補正理由(5)を御覧いただきたいと思います。令和8年度交付用資格確認書用紙等の作成業務受託に伴います歳入手数料、歳出で作成費・役務費の増でございます。こちらは当初予算編成時には、作成枚数等が未定となっておりますが、この度、申込保険者数と作成枚数が確定しましたため、予算の追加をさせていただくものでございます。

資料2ページの表を再度御覧いただきまして、右の歳出の下から3番目、作成費として102万1千円、同じく確認作業等の人件費など役務費として3万4千円、合わせて105万5千円、左側歳入として一番下、作成手数料、同額の105万5千円をそれぞれ補正させていただきます。国保、業務勘定全体で355万円の増額補正となっております。

以上、議案第3号から議案第9号、令和7年度各会計歳入歳出補正予算について御説明をさ

せていただきました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ。議長が議案第 3 号から議案第 9 号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 10 号 規約の一部改正について

ア。議長が議案第 10 号について事務局に説明を求めた。

イ。事務局次長兼総務課長が議案第 10 号について次のとおり説明を行った。

議案第 10 号「規約の一部改正」について御説明申し上げます。議案書の 191 ページをお願いします。さらに 1 枚おめくりをいただきますと、改正の概要を記載しております。

令和 5 年 4 月 1 日、「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」が施行され、法令の名称が変更となったため、本会規約について所要の改正を行うものでございます。

具体的に御説明申し上げます。更にもう一枚資料おめくりいただきまして、194 ページの新旧対照表を御覧願います。右側の改正前、旧規約を御覧いただきますと、規約の第 2 章、事業、ここには、本会が実施する審査支払業務を規定しておりますが、第 6 条第 2 項、この連合会は、前項に掲げる事業のほか、とありまして、以降が法令の名称となりますが、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令に定める事務を行うと規定しております。左側を御覧いただきますと、下線を引きましたとおり、これまでの「省令」が「命令」に改められております。この省令は、通称「請求省令」と呼ばれておりましたが、医療機関等の一連の請求事務や各種様式に関することを厚生労働省が定めた省令でございました。

しかしながら、令和 5 年にこども家庭庁の発足によりまして、こども医療に関する一部の請求事務については、こども家庭庁が所管することになりました。従いまして、これまでの省令での定めの中に、こども家庭庁の所管内容が含まれることになりましたため、省令をひとつ上のくくりの「命令」としたようでございます。この法令の名称が変更になったことを本会規約にも反映させるというものでございます。

御承認をいただければ本日 7 月 28 日付けで施行をさせていただき、こども家庭庁の設置・整備に関する省令が施行され、法令の名称が変更となっております令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用とさせていただきたいと存じます。

なお、表現上の問題といたしますが、根拠法令の名称の修正ということでございますので、関係機関、本会の審査支払業務において何かしらの影響を及ぼすものではございませんので、御了承をいただければと存じます。

以上、議案第 10 号規約の一部改正について御説明させていただきました。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ウ。議長が議案第 10 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 11 号 役員の補欠選任について

ア．議長が議案第 11 号について事務局に説明を求めた。

イ．参与兼事務局長が議案第 11 号について次のとおり説明を行った。

議案第 11 号「役員の補欠選任について」御説明申し上げます。議案書の 195 ページを御覧ください。前役員の退任に伴い 2 名の欠員が生じたため、本会規約第 20 条及び役員選任規程第 3 条に基づき補欠役員を選任いたしたいものでございます。

選任する役員は、理事といたしまして菅野俊彦福島県保健福祉部長、また、県中地区部会から御推薦いただきました椎根健雄郡山市長でございます。任期は本日から令和 9 年 3 月 31 日までの残任期間といたしたいものでございます。

以上、議案第 11 号「役員の補欠選任について」御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 11 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

(6) その他

ア．議長がその他の事項について事務局に発言を求めた。

イ．事務局次長兼総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

その他の事項といたしまして、その他説明資料を御覧いただきたいと存じます。「第 2 次中期経営計画の総括について」御連絡をさせていただきます。

第 2 次中期経営計画は、計画期間を令和 4 年度から令和 6 年度といたしまして、「皆保険を支える力となるために」の理念のもと、1 保険者事業運営の支援、2 新たなニーズ・課題への取り組み、3 健全で効果的な組織運営への取り組み、以上 3 つの基本方針を掲げまして、10 の具体的な事業、目標を定めて取り組んでまいりました。

事業の成果、総括ということで、本日先ほど、最終令和 6 年度の事業報告及び決算についてご認定をいただきまして、計画期間が終了したことになります。これを受けまして今後、3 か年にわたり取り組んでまいりました各事業の実施状況成果を振り返り、評価をいたしまして、今後に向けた新たな課題を整理するための総括を実施いたします。総括した結果につきまして、本来であれば直接御説明すべきところでございますが、後日送付という形で御報告に代えさせていただきますと存じますので、何卒御理解を賜りますようお願いをいたします。事務局よりその他の御報告は以上となります。

(7) 閉 会（午後 2 時 47 分）

高橋副会長（桑折町長）が次のとおり閉会のことばを述べた。

御提案いたしました議案について、原案のとおり御承認をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和 7 年 7 月 28 日（月）福島市鎌田字卸町 10 番の 1 ウィル福島アクティおろしまちで開催
された福島県国民健康保険団体連合会通常総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 7 年 9 月 4 日

議事録署名人

矢澤 源成

⑨